

事業者の皆さまへ

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
届出の手引
(区域指定の際に既に行われている工事の届出)

令和5年9月



土木建築局都市環境整備課

この手引は、広島県において区域指定の際に既に行われている工事の届出手続をする場合の取り扱いを示したものです。許可申請手続きを確認したい場合は、「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引」をご確認下さい。

政令市（広島市）、中核市（呉市、福山市）は、各市において独自に規制区域を定めて運用を開始されることとなります。運用開始時期を含め、本手引の取扱いとは異なるため、あらかじめ、各市にお問い合わせください。（6ページ参照）

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
条例	広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和5年条例第62号）
細則	広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 （昭和38年広島県規則第23号）

目次

1	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について.....	- 1 -
2	許可権者.....	- 1 -
3	区域指定の際に既に行われている工事の届出書作成要領.....	- 2 -
4	届出窓口・届出担当部署.....	- 5 -
5	届出手続の流れ.....	- 7 -
6	届出様式について.....	- 7 -
7	問い合わせ先.....	- 7 -

1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域について

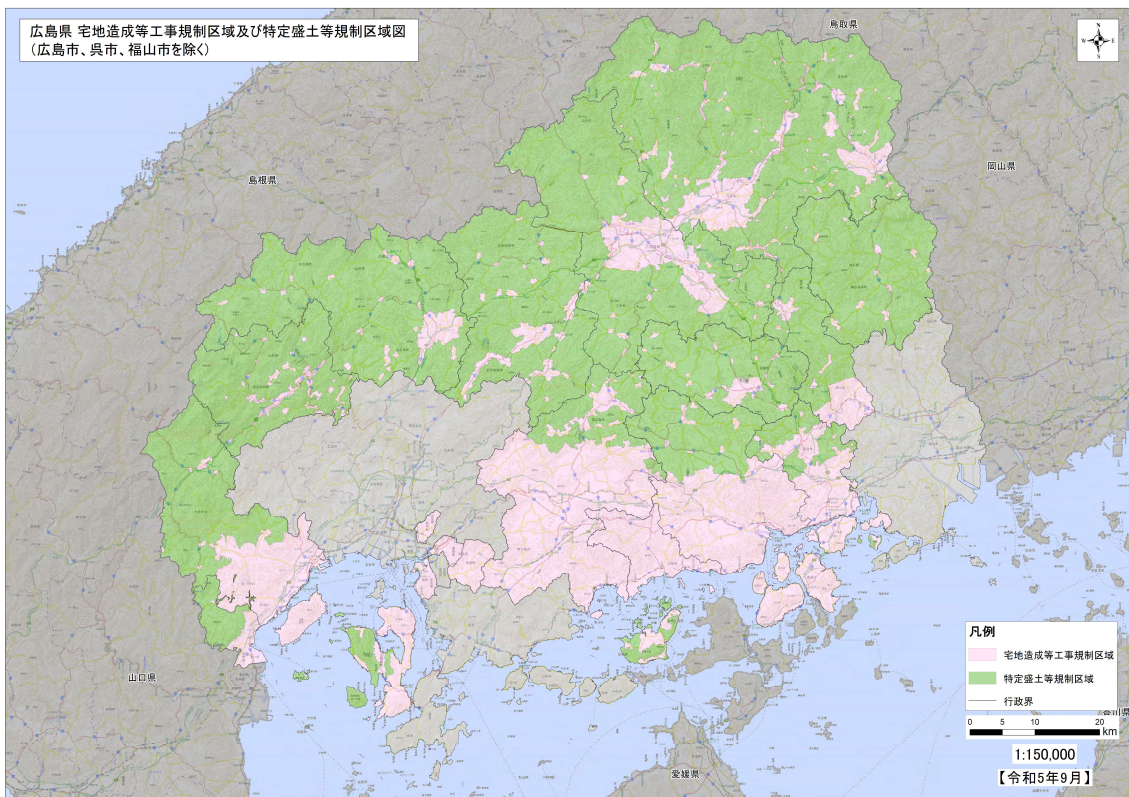


図 1-1 規制区域図

※広島県のホームページで公表しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>

2 許可権者

【法第 12 条、第 30 条に基づく許可権者】

広島県知事※1、広島市長、呉市長、福山市長

【地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づく許可権者】※2

竹原市長、三原市長、尾道市長、三次市長、大竹市長、東広島市長、廿日市市長、安芸高田市長、熊野町長、坂町長、神石高原町長

※1 県で許可する申請等は、面積により県知事（土木建築局都市環境整備課）あるいは、建設事務所長（建築課）が許可権者となります。

※2 盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が 1ha 未満のものに限ります。

3 区域指定の際に既に行われている工事の届出書作成要領

規制区域指定の際に既に行われている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注1）は、法第21条第1項又は第40条第1項に基づき、その指定があった日から21日以内（令和5年10月18日（水）まで）に次の要領で届出書を作成し、管轄する市町の申請窓口へ次表の部数を提出してください。

注1：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引」P.2の表1-3許可を要しない工事に該当するものは除きます。

表3-1 届出書提出部数

区分		市町長届出	広島県知事又は建設事務所長届出
届出書提出部数	正本	1部	1部
	正本の写し	—	1部
	副本	—	—
	合計	1部	2部

届出が必要な宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の規模は、次のとおりです。

表3-2 届出の必要な工事の規模

区域	行為	届出（省令第52条、第82条）		
		様式第15又は第16の提出が必要な規模	左記に図面並びに写真等の添付が必要な規模	提出期日
宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	宅地造成	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く）	区域指定があった日から21日以内（令和5年10月18日（水）まで）
	特定盛土等	④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出書作成にあたっての留意点

盛土等を行っている区域が法第21条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第40条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の広島県のホームページの規制区域図から確認して下さい。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokeihatsu.html>

- ① 「工事施行者住所氏名」
 - ・ 工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載して下さい。
- ② 「工事をしている土地の所在地及び地番」

- ・工事をしている土地について、地番までそのすべてを記載して下さい。(記載欄に記載できない場合は、別紙に記載して下さい)
 - ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載して下さい。
- ③ 「工事をしている土地の面積」
- ・**届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。**
- ④ 「盛土のタイプ」
- ・盛土のタイプは次の分類から選択して下さい。(複数選択可)
 - (1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 - (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤ 「盛土又は切土の高さ」
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請の手引」P.1「1-2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載して下さい。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入して下さい。
- . 「盛土又は切土をする土地の面積」又は「土石の堆積を行う土地の面積」
- ・**届出の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積の合計となります。**

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更届出書についての留意点

・届出書に係る事項を変更しようとする場合は、細則第 10 条に基づく様式第 10 号又は 11 号(細則 22 条に基づく場合は様式第 17 号又は 18 号)により変更届出書を提出しなければなりません。ただし、当初届出の計画と比べて、土量、面積等が新規の許可が必要と許可権者が判断する場合は、変更届出書に変えて法に基づく許可を受けなければなりません。

※届出内容と現地に相違がある場合や災害防止のため必要な場合は、是正措置を命令することがあります。

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出に必要な図書は、次のとおりです。

なお、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

表 3-3 届出に必要な書類

書類の名称	附属書類	内容等	区分		備考
			宅地造成、特 定盛土等	土石の 堆積	
1.届出書		・工事主、工事の概要等を記載	要	要	(省令第 52 条第 1 項、第 3 項及び省令第 82 条各項)
2.届出地及びその周辺の写真		・盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・他法令の許可等に基づく工事の場合、その許可等の内容が記載されている看板の写真	要	要	(省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項)
3.その他の書類	委任状		備考に該当する場合は要	備考に該当する場合は要	代理人が申請手続きを行う場合

表 3-4 届出に必要な図面

図面の名称	明示すべき事項	区分		備考
		宅地造成、特 定盛土等	土石の 堆積	
1.位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	(省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項)
2.地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線	要	要	等高線は、2m の標高差を示すものとする。 (省令第 52 条第 2 項、第 4 項及び省令第 82 条各項)
3.土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 (省令第 52 条第 2 項、及び省令第 82 条第 1 項)
	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要	(省令第 52 条第 4 項及び省令第 82 条第 2 項)

4 届出窓口・届出担当部署

表 4-1 届出窓口及び届出担当部署

管轄区域	申請所在地	届出窓口	届出担当部署		
			盛土、切土又は土石の堆積の面積		
			1ha 未満	1ha 以上 5ha 未満	5ha 以上
西部建設事務所	竹原市	竹原市	竹原市	西部建設事務所	県庁
	大竹市	大竹市	大竹市		
	東広島市	東広島市	東広島市		
	廿日市市	廿日市市	廿日市市		
	安芸高田市	安芸高田市	安芸高田市		
	江田島市	江田島市	西部建設事務所		
	府中町	府中町	西部建設事務所		
	海田町	海田町	西部建設事務所		
	熊野町	熊野町	熊野町		
	坂町	坂町	坂町		
	安芸太田町	安芸太田町	西部建設事務所		
	北広島町	北広島町	西部建設事務所		
大崎上島町	大崎上島町	西部建設事務所			
東部建設事務所	三原市	三原市	三原市	東部建設事務所	県庁
	尾道市	尾道市	尾道市		
	府中市	府中市	東部建設事務所		
	世羅町	世羅町	東部建設事務所		
	神石高原町	神石高原町	神石高原町		
北部建設事務所	三次市	三次市	三次市	北部建設事務所	
	庄原市	庄原市	北部建設事務所		

表 4-2 各部署の連絡先一覧表

部署名		郵便番号	所在地	電話番号
県庁	都市環境整備課	730-8511	広島市中区基町 10 番 52 号	082-513-4143
広島県西部建設事務所	建築課	732-0816	広島市南区比治山本町 16 番 12 号	082-250-8158
広島県東部建設事務所	建築課	720-8511	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	084-921-1311
広島県北部建設事務所	建築課	728-0013	三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	0824-63-5181
竹原市	都市整備課	725-8666	竹原市中央五丁目 1 番 35 号	0846-22-7749
大竹市	都市計画課	739-0692	大竹市小方 1 丁目 1 番 1 号	0827-59-2167
東広島市	開発指導課	739-8601	東広島市西条栄町 8 番 2 9 号	082-420-0959
廿日市市	都市計画課	738-8501	廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号	0829-30-9194
安芸高田市	管理課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791 番地	0826-47-1201
江田島市	都市整備課	737-2297	江田島市大柿町大原 505 番地	0823-43-1647
府中町	建築課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	082-286-3174
海田町	都市整備課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号	082-823-9634
熊野町	都市整備課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	082-820-5608
坂町	都市計画課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号	082-820-1513

安芸太田町	建設課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1	0826-28-1962
北広島町	建設課	731-1595	山県郡北広島町有田 1234 番地	050-5812-1860
大崎上島町	建設課	725-0231	豊田郡大崎上島町東野 6625 番地 1	0846-65-3124
三原市	建築指導課	723-8601	三原市港町三丁目 5 番 1 号	0848-67-6125
尾道市	建築課	722-8501	尾道市久保一丁目 15 番 1 号	0848-38-9245
府中市	都市デザイン課	726-8601	府中市府川町 315 番地	0847-43-7159
世羅町	企画課	722-1192	世羅郡世羅町西上原 123 番地 1	0847-22-3206
神石高原町	建設課	720-1522	神石郡神石高原町小畠 1701 番地	0847-89-3338
三次市	都市建築課	728-8501	三次市十日市中二丁目 8 番 1 号	0824-62-6385
庄原市	都市整備課 建設課	727-8501	庄原市中本町一丁目 10 番 1 号	0824-73-1115 0824-73-1150

(参考) 場所が政令市・中核市の場合

申請所在地	申請窓口・許可担当部署	
広島市	広島市都市整備局指導部宅地開発指導課	政令市
呉市	呉市都市部都市計画課	中核市
福山市	福山市建設局建築部開発指導課	中核市

5 届出手続の流れ

表 5-1 手続きの流れ

規模	届出者	市町担当課	県建設事務所	県庁都市環境整備課
1ha 未満※、	届出書提出 (正本 1 部) (正本の写し 1 部)	届出書受理 ↓ 届出書收受 ↓ 届出事項の公表	一部の市町 届出書收受	届出事項の公表
1ha 以上5ha 未満	届出書提出 (正本 1 部) (正本の写し 1 部)	届出書受理	届出書收受	届出事項の公表
5ha 以上	届出書提出 (正本 1 部) (正本の写し 1 部)	届出書受理		届出書收受 ↓ 届出事項の公表

※ P.1 の 2「地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づく許可権者」の場合は、正本 1 部のみとなり市町担当課にて手続きを行います。

6 届出様式について

届出に必要な様式について、広島県のホームページで公表しています。

トップページ>組織でさがす>土木建築局>都市環境整備課>

盛土規制法の手続きに必要な書類について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/262/moridokiseitetsuduki.html>

7 問い合わせ先

表 7-1 問い合わせ先

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市環境整備課	730-8511	広島市中区基町 10 番 5 2 号	082-513-4143

広島県土木建築局都市環境整備課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
電話番号 082-513-4143
FAX番号 082-223-2397
メールアドレス dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp